

ごみ減量サポーターについて (町田市廃棄物減量等推進員)

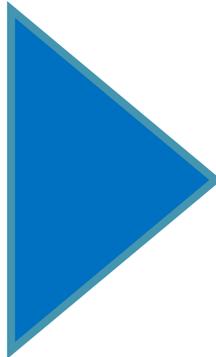
「ごみ減量サポーター」って何？ ①

■「ごみ減量の市民リーダー」です

- 1991年に改正された法律(廃棄物処理法)によって新設された制度

廃棄物行政の基本的な姿勢の転換

発生したごみを
どう処理するか



ごみの発生を
どう抑制するか

- 「ごみの発生抑制」を進めるために必要不可欠な存在として、廃棄物減量等推進員が設けられました

「ごみ減量サポーター」って何？ ②

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物処理法第5条の8

市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

■ 町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

第10条 市長は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の適正な処理、減量及び再利用の促進のため、町田市(以下「市」という。)の施策への協力その他の活動を行う。

3 前各号に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

ごみ減量サポーターの役割

■ 「ごみの減量」と「資源化」への取組みを推進していく
「地域と市を結ぶ」役割

■ 各地域の住民の皆様へ啓発等、
「ごみの減量・資源化の推進等の取組におけるリーダー」
としての役割

【主な活動内容】

- ▶ ① 地域住民に対してごみの減量、資源化、分別に関する活動を行うこと
- ▶ ② その時々市の環境行政の取組みに協力した活動を行うこと

定員・任期について

■ 町内会・自治会から推薦 → 市長が委嘱

【定数】

1,000世帯以下…1人

1,001～2,000世帯以下…2人

2,001世帯以上…3人

■ 委員数:200団体・208名(2024年7月10現在)

■ 任期:2年(再任を妨げない)

2024年4月1日から2026年3月31日

傷害保険について

■ 保険の概要

ごみ減量サポーター(廃棄物減量等推進員)が、その活動中に傷害を被り、医師の治療を受けた場合、その程度に応じて保険金を支払います。

■ 保険金額(例)

死亡保険金:1,000万円

後遺障害保険金:40万円~1,000万円

入院保険金:5,000円/日

通院保険金:3,000円/日

謝礼金について

- 謝 礼:年額 4,800円
源泉徴収後の金額 4,653円(源泉徴収予定額147円)

■ 謝礼金支払いについて

謝礼金は、地域においてごみ減量等の活動をしていただいた活動謝礼として、「ごみ減量サポーター」ご本人に対して支払われものです。

推薦をされた団体に支払われるものではありません。

※ 謝礼金の支払いに必要な書類は、
11月中旬以降に、サポーター様あてに通知をいたします。

今後のスケジュール

■ 年間スケジュール

7月	全体連絡会
9月以降	研修会
12月	謝礼金支払書類の提出（11月ご案内予定）
3月	活動報告書の提出（2月ご案内予定）
1～3月	謝礼金の支払い

■ 研修会について

決まり次第、ご案内と出欠票を送付します。